

合 発 第 9 号  
企 第 102 号  
羽企発第 146 号  
櫛 合 第 4 号  
合 発 第 12 号  
企 第 175 号

平成 17 年 1 月 19 日

山形県知事 高橋 和雄 様

鶴岡市長 富塚 陽



藤島町長 阿部 昇司



羽黒町長 中村 博信



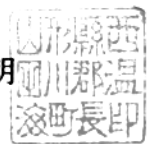
櫛引町長 難波 玉記



朝日村長 佐藤 征勝



温海町長 佐藤 正明



鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村  
及び西田川郡温海町の廃置分合について（申請）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第1項の規定により、平成17年10月1日から鶴岡市、東田川郡藤島町、同郡羽黒町、同郡櫛引町、同郡朝日村及び西田川郡温海町を廃し、その区域をもって新たに鶴岡市を設置することとしたいので、関係書類を添えて申請します。

## 関係書類

- 1 廃置分合を必要とした理由及び経緯の概要 . . . . . 資料 1
- 2 新市の名称及び新事務所の位置等について . . . . . 資料 2
- 3 関係市町村の現況表 . . . . . 資料 3
- 4 市の要件に関する調書 . . . . . 資料 4
- 5 協議書の写し . . . . . 資料 5
  - ・ 廃置分合に伴う財産処分に関する協議書
  - ・ 廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議書
  - ・ 廃置分合に伴う経過措置に関する協議書
  - ・ 廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議書
- 6 関係市町村の議会の議決書及び専決処分書の写し . . . . . 資料 6
  - ・ 廃置分合について
  - ・ 廃置分合に伴う財産処分に関する協議について
  - ・ 廃置分合に伴う新たに設置される鶴岡市の議会の議員の定数に関する協議について
  - ・ 廃置分合に伴う経過措置に関する協議について
  - ・ 廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について
- 7 関係市町村の議会の会議録の写し . . . . . 資料 7
- 8 合併協定書及び新市建設計画 . . . . . 資料 8
- 9 写真 . . . . . 資料 9
- 10 関係図面（現況図） . . . . . 資料 10